

第四十一回 帝國議會  
衆議院 裁判所ノ設立ニ關スル法律案外二件

裁判所ノ設立ニ關する法律案  
大正二年法律第九號中改正法  
不動產登記法中改正法律案

(一)委員會議錄(速記)第二回

大正八年二月十日午前十時二十九分開議  
出席委員左ノ如シ  
會議

政尾	藤吉君	八木	逸郎君	赤尾	彦作君
高見	之通君	渡邊	陳平君		
川村	惇君	長尾	元太郎君		
井戸文四郎君	近藤	達兒君	高田	萩	
尾崎 敬義君	近藤	慶一君	小川	耘平君	亮君
出席政府委員左ノ如シ			寅六君		

司法省法務局長法學博士 鈴木喜三郎君  
司法省參事官法學博士 豊島直通君  
司法省參事官 飯島喬平君  
山内確三郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ  
裁判所ノ設立ニ關スル法律案

不動產登記法中改正法律案

○委員長（法學博士政尾藤吉君）開會致シマス、委員證君ニ御報告致シマヘガ、栃木縣ノ佐野區裁判所復舊ノ請願、ハニ判直裁判所行矣。請願、ニ至。青原、三、

詒願一足利園林半所新設ノ詒願一是が詒願委員長ノ方へ參<sup>シテ</sup>居リマス、此事ヲ御吹聽致シマス、前回ニ引續イテ、質問ガアリマスナラバ

質問云々爲サハヤウニ應ヒマ  
○高見之通君 私ハ此不動產登記法第八條ノ改正ニ關  
シテ疑ガアリバスカニ、其點ヲ明確ニシテ置キタイト思ヒマ

ス、此條文ヲ見マスルト「司法大臣ハ一ノ登記所ノ管轄ニ  
屬スル事務ヲ他ノ登記所ニ委任スルコトヲ得」下書イテアリ

マス、此意味ハ少シ漠然トシテ居ラナイカ、場合ニ依ルト非  
常ナ遠隔ナ地方ノ一ツノ登記所ガ、他ノ登記所ニ事務ヲ  
委任スルト云フ便ガアル、且ソ元來管轄區域ハ、法律ニ依ル

テ嚴肅ニ定メラレテアルノヲ、司法大臣ガ命令デ以テ勝手ニヤルト云フコトハ、法律デ管轄區域ヲ定メタト云フ觀念ニモ相反スルヤノ疑フ持ツノデアリマス、併シ今度ノ改正ニ

付テ、便否其他ノ關係ニ於テ、已ムヲ得ズ此方ノ登記事務所他ノ登記所ニ委任スルト云フコトガアルカ知レマセ又ケヒ

トモ、其餘文タケヲ見マスレ、何レナク餉リニ廣イヤウナ恩ヲ  
懷クノデアリマスガ、兎ニ角ドウニ云フモノデアリマセウカ、要  
スルニ第一點ハ法律デ以テ裁判管轄區域ヲ定メテアルノコ

第五類第十一號 裁判所ノ設立ニ關スル法律案外一件委員會議錄

第三回 大正八年一月十日

七

利ニ復活スルト云フコトハソレ程ニ重キ意味ヲ爲サヌト思  
フノデアリマス、更ニ私共ガ佐野ニ復活ヲ必要トスル理由  
ヲ申シマスト、足利郡ノ人ガ假令佐野ニ復活致シマシタ所  
ガ、大抵其日ニ必ズ往復が出来マス、佐野ニ致シマシタ所  
ガ、最モ遠イ菱村——桐生ニ接近シテ居ル所ノ菱村カラデ  
モ其日ニ往復が出来マス、佐野ニ致シマシタ所ガ、足利郡  
ノ便否ハサウデゴザイマス、ソレト同ジ意味ヲ以テ、足尾ヘモ  
佐野往復ハ僅カ十九分デアリマシテ、佐野ニシタ所ガ足尾  
ニシタ所ガ、其日ニ立派ニ往復が出来ル、所ガ若シ足利ヘ  
持ツテ行クト云フトドウ云フ結果ニナルカト云フト、安蘇郡  
ノ中デモ主要ナル町ノ葛生町等ヨリ致シマスルト、佐野ナラ  
バドウニカスウニカ其日ニ往復が出来マスケレドモ、足利ニ  
ナルト十九分ノ時間ハゴザイマスケレドモ、東武鐵道ノ支線  
ニ乗シテ参リマシテ、佐野ヘ乗替ヘルノデアリマスカ、彼邊ノ  
汽車ハ主ニ小山デ聯繩ヲシテ居ルノデアリマシテ、足利ヘ行  
クニハ甚ダ聯繩ガ悪ク出来テ居ル、仍テ葛生町及其附近  
町村ヨリハ、到底足利町へ其日ニ往復スルコトハ絶対ニ不  
可能デアル、即チ安蘇ノ山間ニ在ル多クノ部落——葛生町  
以外ノ部落ハ、若シ足利トスレバ其日ニ往復ハ不可能デア  
ル、佐野ナラバドウニカスウニカ出處ル、斯ウ云フ譯アリマ  
ス、サウスルト土地ノ便否ノ爲メ佐野ニ復活スベキモノヲ足  
テ復活ヲスベキモノヲ新設スルコトガアルナラバ免モ角モ、九  
十何箇所ノ内、新設スベキモノハ僅カ北海道ノ二箇所ヲ除  
ク外、他ノ九十箇所全部元ノ位置ニ復活スルト云フコト  
ハ、政府委員ノ過日説明シタ通りアリマス、左スレバ交通  
ノ便否ヨリシテ、何等此足利町ヘ持ツテ行ク理由ガナイ、寧  
ロ佐野ニ復活スルコトガ便否上必要ナリト信ジマスケレド  
モ、政府委員ハ何故是明カナル理由アルニモ拘ラズ、九  
十何箇所殆ド全部ニ向シテ同一場所ニ復活シタノニ、此佐  
野ニ於テノミ復活ヲ拒ンデ新ニ足利ニ設ケルト云フコトハ、  
何等ノ理由ヲ以テ致シタノデアリマスカ、殆ド其意味ヲ解シ  
兼ネルノデアリマス、尙ホ一應詳細ナル御辯明ヲ請ヒマス  
○政府委員（法學博士鈴木喜三郎君）大分御議論モ御  
意見モ加々タヤウデゴザイマスルガ、政府提出ノ理由ハ前回  
モ申上げマシタ通り、足尾ヲ此佐野ニシ足利ニシロ加ヘマシ  
テ、一ノ區裁判所ヲ新設致シマスルトセバ、地理上カラ考ヘ  
マシテモ、便否ノ點カラ考ヘマシタ所ガ、足利ヲ以テ中心ト  
スル、故ニ佐野區裁判所ヲ復活セズシテ足利ニ區裁判所  
ヲ置イタ、斯ウ云フ事ヲ申上ダテ置イタノデアリマス、而シテ  
足尾ノ便否ヲ考ヘマシテ、足利ニシロ、佐野ニシロ、一ノ區

裁判所ヲ設ケルトスレバ、ドウシテモ以上申シマシタ通り足利ガ中心ニナル、而シテ又足利ト佐野區裁判所ノ管轄デアリシ所ノ安蘇郡トヲ較ベテ見マスルト、人口ニ於テ、事件ニ於テ、餘程差異ガアルノデアリマス、即チ足利郡ノ方ガ人口ガ多イ、又足利郡内ニ於ケル所ノ事件ハ、安蘇郡内ニ於ケル所ノ事件ヨリモ多イ、斯ウ云フ事デアリマシテ、而モ今申上げマスル通り、足尾ヲ加ヘマスレバドウシテモ足利ガ中心ニナル、而シテ又經濟状態カラ考ヘマシタ所ガ、足利ヲ以テ其當ヲ得タルモノト信ジテ斯ウ立案致シマシタ次第ゴザイマス、サウ云フ趣意デアリマシテ、從來ノ管轄通りニ致シマシタ所ガ、事件ノ數ト人口ノ數ト生産力ノ點カラ考ヘマスレバ、安蘇ヨリモ足利ノ方ガ先ゾ中心點デアラウト考ヘタノデアリマス、サウニ云フ次第デアリマスカラシテ、他ニハ類例ハアリマセヌノミナラズ、前年來私が説明致シマシタ通り、一ノ區裁判所ト一ノ區裁判所カアシテ、一ノ裁判所ハ廢止サレテ居ニテハ復活シテ居ル、其中心ヲ得ヤウト云フナラバ、一ノシテニ箇所ノ區裁判所ヲ復活シテ居ルト云フ時期ニ於テ、既ニ存在シテ居ル區裁判所ヲ廢メサセルト云フコトハ如何ニモナラズ、サウ云フヤウナ事ハ今暫ク整理ノ時期ニ入テカラシヤウト思フ、免ニ角一ノ裁判所が存在シテ居ルニモ拘ラズ、一面ニ二箇所ノ區裁判所ヲ復活シテ居ルト云フ時期ニ於テ、其シテニ箇所ノ區裁判所ヲ廢シテ、一ノ中心點ニ二箇所ヲ設ケルト云フ時モ來ヤウケレドモ、今日ノ場合ニ於テハ、復活事業ヲ先ヅヤラウト云フ積リデアルト云フコトヲ答ヘテ置キマシタ、ケレドモ此ノ足利佐野ノ問題ハ其例トハ違フノデアリマス、其例トハ違フカラ、他ニハ例ハアリマセヌケレドモ、斯ノ如ク立案致シタ次第アルノデアリマス、ソレカラ又便否論カラ申シマスレバ、今申シマシタ通り足尾ヲ加ヘテ考ヘマスルト、ドウシテモ足利ガ中心點ニナル、ソレカラ今モ仰シヤル通り十八分デ通ヘルカラ、足利デナクシテ佐野ヘ置イテモ宜イデヤナイカト云フコトニナリマスレバ、成程多少汽車ノ出發ノ度數ガ違フ點モアルカ知レマセヌケレドモガ、佐野カラ見テ十八分デアルナレバ、足利カラ見テ又十八分デアル、サウ云フ次第デアリマスカラシテ、其點ハ足利ニ置キマシタ所ガ、エライ不便ヲ來スト云フコトハ無イト考ヘマシテ、本案ヲ提出致シタ次第デアリマス

○政府委員（法學博士鈴木喜三郎君）唯今鐵道時間上ノ状況ナリ、或ハ事件ノ數、人口ト云フコトニ付テ御話アリマシタケレドモ、唯、足利ノ方ガ皆ナ宜イト云フダケノコトアリマスカラ、其内容ニ亘テモウ少シ詳シク承リタイノデアリマス

○政府委員（法學博士鈴木喜三郎君）足利郡ノ人口ハ九万八千四十六人、阿蘇郡ノ人口ガ八万九千八百五十五人、町デ申シマスト足利町ノ人口ハ二万九千三百六十五人、之ニ對シテ佐野町ハ僅三殆ド半バアリマシテ一万四千八百九十六人、斯ウ云フヤウナ計數ヲ元シテ居ルノデゴザイマス

○近藤慶一君 ソレカラ經濟上ノ狀態、事件ノ數：

○政府委員（法學博士鈴木喜三郎君）唯今事件ノ數ヲ持テ參リマセヌデゴザイマスガ、確ニ件數ニ於キマシテハ、足利町区域内ノ方が多イナデアリマス

○秋亮君 私ハ前回ニ出席シマセヌカラ、或ハ質問ガ重複スルカ知リマセヌガ、登記所ノ制ニ付テ一寸大體ノ御方針ヲ承リタイ、司法省トセラレテハ、今日ノ登記所ノ制度デ完全アルト御考ニナシテ居リマスカ、或ハ今後擴張サレル御方針デアルカ、若シ擴張セラル、ナラバ、ドノ位ノ程度マデガ司法省トシテノ理想デアルカ、其點ヲ一寸伺ニテ置キタイ

○政府委員（法學博士鈴木喜三郎君）今日迄附設致シマシタル場所ノ標準ト致シマシテハ、千五百件乃至二千件、戸數ニ致シマシテ約六千戸ト云フ位ノモノヲ以テ、一千件位ノ分量トシテ居ルノデアリマス、尤モ土地ノ便否ヲ考ヘマシテ、ソレダクノ件數ニ達シテ居リマセヌデモ、八里、九里、十里、二十里ト云フ所、或ハ山又山ヲ越ヘテ行ク所デアリマシタナラバ、今申シマス通り千五百件アリマセヌデモ、シテ、本年大正八年度ニ於テ其位ノ登記所ヲ拵エヤウト思ヒマシタケレドモ、財政ノ都合上、本年ハ僅ニ五十箇所分ノ費用ヲ要求シテ居ル次第テゴザイマス、是ハ漸次其數ヲ増シテ行ク方針デ居ルノゴザイマス

○高田耕平君 唯今近藤君ヨリノ御問ニ對スル答辯アリマセヌカ

人口等ノ事ハ分リマシタ、詰マリ佐野ト足利デハ、足利郡ガ九万餘安蘇郡ガ八万九千幾ラト云フ、僅カ二千カ三千ノ差デアル、ソレカラ又町ノ比較ト致シマシテ足利ト佐野ト比較シマスト、唯今ノ通り半分違フ、併ナガラ足利ニハ他ニ町上云フモハゴザイマセヌ、殆ド村落バカリデアル、所カ安蘇郡ニハ佐野ノ外ニ田沼町、葛生町ト云フノガゴザイマス、其等ノ人口ヲ合スレバ、確カ足利ニ近イモノニナルト思ヒマス、サウスルト單ニ人口ト戸數ノ差カラ云ヘバ、安蘇郡ハ足利郡ニ比較スルト極メテ僅少ナ差デアルト云フコトガ御認ニナラウト思フ、先程時間ト交通ノコトニ付テ御聽シマシタラ、成程高田ハ地理ヲ知テ居ルカラ、高田ノ言フ通リデアラウト云フ御話デゴザイマシタガ、サウスルト交通ノ便否ニ付テ緻密ナ御調ハ爲サラヌヤウニ思ヒマス、私共佐野トスレバ、足利マデ全部登記ガ出來ル、若シ之ヲ足利トスレバ、安蘇郡ノ一部落ハソレニ登記ガ出來ナイコトハ、餘程交通ノ便否ヲ考慮スルナラバ考ハナケレバナラヌ問題デアラウト思フ、ケレドモ之ニ對シテ唯今政府委員ハ、時間表ガ無イカラシテ分ラスト云フコトヲ言ハレマスガ、交通ノ便否御調ベニナラタラ、其邊ニ付テ方法ガ出來ルト思ヒマスガ如何デス、足利ガ不便利スル場所モアルノデゴザイマセウガ、大體シテ居ルノデゴザイマシテ、唯今此處三調査材料ヲ持タムト言フコ一ヲ申上ダタ次第アリマス、成程茲ニ鑑別致シマシテ、或ハ一村カ二村位ハ足利ト佐野ト較ベテ佐野カ便利デ、足利カ不便利トスル

カラ論ジマシテ足利ヲ優レリト考ヘマス、一ツノ較ベテ見レバ、成程近イ所モアレバ遠イ所モ生ズルニハ相違アリマセガ、私ノ申シマスノハ、大體カラ論シテ足利ヲ以テ便利トスルモノ分テ居リマスガ、併ナガラ左様デアルナラ足尾ノ方安蘇町バカリデアリマセヌ、他ニ町ノアルコトヲ承知シテ居リマス、其人口ヲ加フルコトニシマスレバ、一分ノ一二ナラスマデモ分テ居リマスガ、併ナガラ左様デアルナラ足尾ノ方ヲ入レマスレバ、足尾ガ三万以上ノ人口ヲ持テ居リマスカラ、是ハ餘程懸隔ヲ生ズルコトニナル、私ガ町民ノ數ニ於テ違フト申シマシタノハ、所在地ダケノ町民ノ數が違フト云フコトヲ申シマシタノデアリマスカラ、左様御説承フ願ヒマス

○委員長(法學博士政尾藤吉君) 質問ハ大抵盡キタヤウデアリマスカラ、討論ガアリマスレバ討論ニ移リタイト思ヒマス

○高見之通君 討論ニ御移リニナッタノデスカ

○委員長(法學博士政尾藤吉君) 如何デス、討論ニ移

テハ…

フ手續ヲシナガラ、大正六年ノ十二月ニ至テ、初メテ足利町民ガ足尾地方ノ人ト關聯シテ、足利町ニ新設シテ吳レト云フ請願ヲ出シタト云フ順序ニナシテ居ルヤウデゴザイマス、

想フニ此本案ヲ従提出ニナリマスノモ 外引足利田大直  
六年ノ末ニ至リマシテ、初メテ足利町ニ區裁判所ヲ置イテ  
吳レト云フ請願ヲ出シタ越憲基イテ、御提出ニナツモノモ  
レバ、有二事大六、三ツアハニツ

ハヤウニ考ヘテレ、スルガ、兎三角力正六年、テハ足利ノ田  
民ハ、佐野ノ舊トアル所ニ復活シテ貰ヒタイト云フコトヲ連  
書シテ、吉ノニ、吾ノ所折ズ、突然天正六年十二月ニ至リ、已

署シテ出シテ居外所か 突然大正六年十二月ニ至テ是  
利町ニ置イテ吳レト云フ 請願書ヲ出シタト云フ 歴史カラ考  
ヘマシテ、足利丁民ノ言フ仰ク、足利丁三置クヨリモ、左

野町ニ復活スペキハ政府トシテ 穏當ノ處置デアルト思ヒマスカラ、修正説ニ賛成シマス

○赤尾彦作君 御質問ノ應答ニ依リマシテ、原案ガ適當  
デアレク、修況ヲ適當デアレカト云フコトハ、各ボ残々三

於テ十分了解スルコトガ出来マスカラ、更メニ其理由ヲ申上ダル必要ハゴザイマセヌガ、原案ヲ維持スル上ニ於テ、一言

原案賛成ノ理由ヲ申シテ置キタイト思ヒマス、修正説ヲ御提出ニナシタ方ノ唯一ノ理由ハ、區裁判所ヲ足利町ニ設置

スルトキニハ、其管轄區域内ノ一部デアル安蘇郡ノ或ル町民ハ、一日内ニ往復ガ出來ナイト云フコトガ唯一ノ理由ノ

ヤウデ、其他ニ於テハ何等ノ理由ガ無イヤウニ思フ、併ナガラ裁判所デアリマセウトモ縣廳デゴザイマセウトモ、苟モ官

ノ標準トスルベキモノデハナイ、其地方ノ管轄内ノ經濟狀  
街ヲ設ケマスルニ當リマシテハ、地域ノ中心ノニヨ以テ唯一

態ヤ、事件ノ件數、總テノ状態ヲ視察ヲシテ、最モ適當トスベキ場所ノ選定ヲシナケレバナラヌ、隨テ政府委員ノ先日

來ノ御説明ニ依リマシテ、其點ハ十分了解が出來ル、殊ニ足利ニ設ケルト云フ點ニ付キマシテハ、前ニ衆議院デ請願

が採擇三ナシテ居リマシテ、院議尊重ノ上カラ言ヒマシテモ  
足利ニ設ケルガ適當テアラウト思フ、即チ修正説ニ御賛成説

ノ方ノ意見トシテ、以前ハ佐野ヘ區耕半所ヲ設置スル事  
フ請願ガ出テ來テ居タガ、大正六年ニナツチ初メテ足利ヘ  
設アレ、云々、請願ノノラズ、<sup>道</sup>郡民意間ハ、左手ノ

詣ケハニ云フ 諸願がアタハテ 隨テ群民ノ意嚮ハ 体異方ヘ 希望シテ居ルヤウデアルト云フ 御意見ノヤウニ思ヒマシタガ、私ノ見ル所ニ依リマヌレド、或程地方ノ状況ノ變化コ

居夕者ガアタカ知レマセヌガ、地方ノ状況ガ曰ニ用ニ譲化する事ナシ以前ニ於テハ、佐野町ヘ設ケルト云フ希望ヲ有ツ

ヲ致シテ參リマシタ今日ニ於テ、足利ニ設ケルノヲ適當ナリトシテ郡民ガ衆議院ニ請願ヲシ、衆議院ガソレヲ採擇致

シマシタトシタナラバ、佐野ガ適當ノ場所デナイ、足利町ニ設ケルノガ適當デアルト云フ立派ナ證據ニナル、活キタ證據

デアルダラウト思フ、道テ以前左野町ニ設置シタイト云々

大正八年二月十四日印刷

大正八年二月十五日發行

衆議院事務

印刷者 印刷局